

議案第十七号

三朝町特別会計設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別会計設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十三年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六拾参年参月廿参日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町特別会計設置条例の一部を改正する条例

三朝町特別会計設置条例（昭和三十九年三朝町条例第一号）の一部を次のように改める。

第一条の表中「老人居室」を「高齢者住宅」に改め、三朝町下水道事業特別会計の項の次に次のように加える。

三朝町分譲宅地造成事業特別会計	住宅用地造成事業
-----------------	----------

第二条の表中「老人居室」を「高齢者住宅」に改め、三朝町下水道事業特別会計の項の次に次のように加える。

三朝町分譲宅地造成事業特別会計	土地売却収入、一般会計繰入金、その他の諸収入金	住宅用地取得造成事業費 一時借入金の利子 その他の諸支出金
-----------------	-------------------------	-------------------------------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の三朝町老人居室等整備資金貸付事業特別会計の昭和六十二年度の収入及び支出に
関しては、なお従前の例による。